

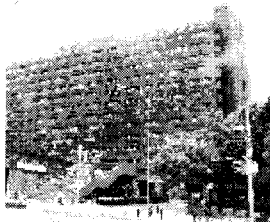
5月9日  
原爆症  
認定申請

# 『今度は認定してください』

## 色々な思い…7人が集団で



【写真上】申請者のチエックや打ち合わせを支援する認定申請者と支援ネットワークのメンバー  
【写真左】兵庫県庁舎に1号館『被爆者相談室』がある申請受付をする。



五月九日、兵庫県在住被爆者7人が支援ネットワーク・兵庫の協力を得て、集団で原爆症認定申請をした。「一昨年来一〇人」申請終了後、県庁内記者クラブで藤原精吾弁護士を長を中心に記者会見をした。(二面)

**前回は却下されたが…**  
長崎被爆の2人(狭心症、大腸がん)は、以前に申請し、夫々一昨年、昨年に「却下」されている。Mさんは「どうしたらよいのか独りで悩んでいた」とのこと。今回は「認定されるといい」と、「認めてください」と認定申請書に書き添えての申請になっている。

# 原爆症認定支援新聞

34号  
2008年5月中旬  
原爆症認定支援ネットワーク  
〒650-0001 兵庫県神戸市中央区  
078-396-1500  
1-2-31  
フロンティアビル  
保険室協会内

5月7人認定申請  
大阪高裁判決近く

### 母は父を、その母を焼いた

〇さんは、母が黒こげになっていた父を福島川の中洲で「よく見ておけ」と言いながら焼いていた。背中火傷をしていたその母親も十日後には死亡し、母がしていたように焼いた。と被爆の悲惨極まる体験を語る。

原爆後しばらく、軍隊が握り飯を川向こうの土手道に運んできたので、遺体の浮く川をバケツで貰いに行った。バケツには皮膚やごみも混じっていた。子どもだけになり、蛇、犬、虫も食べた…と。

大話め  
議者協  
倒す  
厚労省  
を庄

## 認定制度抜本改定一〇〇万署名 地裁、高裁への公正な裁判署名

# 5月30日 大阪高裁 判決 5月28日 仙台高裁 判決

一昨年五月一二日の大阪地裁(九名)、昨年三月二〇日の仙台地裁(二名)……いずれも原告・被爆者勝利判決に対し、厚労省の控訴した高裁判決公判が注目されている。

**国の理不尽を全国に暴く**  
「集団認定申請」、「認定却下」に対する『集団訴訟』の闘いを起こし最初の全面勝利の判決で、国・厚労省の理不尽な認定却下の言い分を打ち破り全国的な流れをつくった大阪地裁判決。これへの国・厚労省の控訴による高裁判決公判が、又、それに先立つ仙台高裁も注目。

**残留放射線 後障害など**  
国は、核兵器政策の為か、放射線被害をより小さく見せようと懸命。「二〇〇」以遠は殆ど放射線影響はない、「がんなどは年齢とともに一般的に増える」などと法廷でも繰り返してきた。

**「新基準」の「線引き」を許さず**  
国・厚労省は、世論と全国の司法の判断に押され、一見譲歩したかのように見せながら、「新たな理不尽な線引き」。この『新基準』への断罪もこの高裁判決は注目される。

5月30日 9時30分  
裁判所 東区南公園  
裁判所 東区南公園  
上記判決者場所は  
日の傍聴、お情勢之  
合上時間、お情勢之  
事前号集

判決後、中之島公会堂(集合)